

令和6年1月30日

市内障害福祉サービス等事業者 各位

東久留米市福祉保健部障害福祉課

令和5年度東久留米市物価高騰対応障害福祉サービス等事業者支援金について（通知）

日頃より、東久留米市の障害福祉施策にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
東久留米市では、物価高騰の影響を大きく受ける東久留米市内の障害福祉サービス等を提供する事業者の負担を軽減し、事業の継続及び経営の安定化を図るため、先に実施しました令和4年度第2次東久留米市原油価格・物価高騰等対応障害福祉サービス等事業者支援金に上乘せする形で、下記のとおり支援事業を実施することといたしました。  
交付対象者に該当する場合はご申請くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 交付対象者

物価高騰により、現在実施する事業が影響を受け、かつ、今後も継続の意思がある事業者であって、令和5年12月1日時点で、東久留米市内で障害福祉サービス事業所・施設等を運営し、令和5年4月～令和5年12月にサービス提供した実績のある者

#### 2. 支援金の額

| サービス名  | 交付基準額                        |
|--|------------------------------|
| 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、計画相談支援／障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、居宅訪問型児童発達支援、移動支援 | 1事業当たり50,000円                |
| 生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援           | 令和5年12月1日時点の定員数に7,000円を乗じた額  |
| 施設入所支援、共同生活援助  | 令和5年12月1日時点の定員数に14,000円を乗じた額 |
| 補装具の提供、福祉有償運送  | 1事業当たり100,000円               |

※令和4年度第2次東久留米市原油価格・物価高騰等対応障害福祉サービス等事業者支

援金の交付を受けている場合は、サービスごとに当該交付額を除いた額を交付額とする。なお、交付額が令和4年度第2次東久留米市原油価格・物価高騰等対応障害福祉サービス等事業者支援金の交付額を下回るサービスについては、支援金を交付しない。

### 3. 申請方法

別途添付しております交付申請書兼口座振込依頼書に市で把握している情報をあらかじめ記載しておりますので、内容の確認・修正をしていただき、必要事項を記入の上、市へ提出（郵送、メール可）してください。

申請様式等は東久留米市のホームページに掲載しています。

<https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/jigyosha/1015075/1015076/1015077.html>

### 4. 申請期間 令和6年2月1日（木）～令和6年3月15日（金）（必着）まで

提出先及びお問い合わせ先

〒203-8555 東久留米市本町三丁目3番1号

東久留米市福祉保健部障害福祉課管理係

電話：042-470-7747

FAX：042-475-8181

メール：shogaifukushi@city.higashikurume.lg.jp